

方觀承撰『燕香二集』下について（上）

黨 武 彦

A study on Fang Guancheng's *Yan Xiang Er Ji* (Pt.2) (1)

Takehiko To

(Received September 28, 2018)

はじめに

本稿はこれまでの七編の論考^{*1}に続き、清朝乾隆期の漢人知識人官僚である方觀承の詩集を分析することによって、乾隆期（1736-1795）の政治史を再構成しようとするものである。

本稿であつかう『燕香二集』下から、乾隆三十年代に入る。前稿までに見たように對外問題の最大の懸案であったジューンガル問題については一應の決着に至り、所謂「最大版圖」が實現される。内政においては、乾隆二十年の張廷玉の死去、ならびに同年の鄂爾泰黨との権力闘争（つまりは乾隆四十年代前後からの神経質的な文字の獄とは異なる）とも言える胡中藻案を経て、名實ともに親政が開始されてからおよそ十年、方觀承をはじめ、尹繼善・劉統勳・陳弘謀・傅恒・舒赫德・劉綸など、自らが見出した官僚たちが活躍し、乾隆初年より繼續している比較的良好な經濟狀況の中で、相對的に政治が安定していた時期である。

本稿にも登場し、のちに方觀承の神道碑を撰した袁枚を主題とした論文の問題提起において、王標は「明末清初期と比べ、この時期（十八世紀：筆者註）に知識人のありようが大きく變化したことは多くの研究が明らかにしている。それにもかかわらず、明末清初期と清代中期との知識人の意識のありようの具體的變化については、いまだ明確になったとはい難い」^{*2}としている。「政治」を中心に論じてきたこれまでの拙稿がこの課題にどの程度應え得るものであるかは不明であるが、次稿において完了予定の『述本堂詩續集』の分析全體を總括する中で、検討を加えていくべき論點であろうと思われる。

前稿までと同様、以下〈薇〉は『薇香集』、〈燕上〉は『燕香集上』、〈燕下〉は『燕香集下』、〈燕二上〉は『燕香二集上』を指し、アラビア數字はそれぞれの詩集における詩の通し番號である。

1. 乾隆三十（1765）年（直隸總督）

1「乙酉元旦」七言律詩。乙酉は乾隆三十年。^{*3}四句目「衰年逢閏日初長」はこの年の二月が閏月であることからのもの。五句目の「鄭公晚節名園記」の鄭公は北宋の富弼（1004-1083）、名園記は北宋の李格非『洛陽名園記』か。冒頭に「富鄭公園」の記述がある。六句目の「白傅端居履道坊」の白傅は白居易のこと。履道坊は洛陽にあり、白居易の辭官後の居宅があった。

2「恭題棉花圖應制」七言絶句、全十六首。詩題の割註に「乾隆三十年四月繪進棉花圖説、特賁天章、且命臣書所作詩句於幅末、七月繳進」とあるように『棉花圖』は、乾隆三十年四月、方觀承が乾隆帝に綿花に関する「布種」「灌溉」「耘畦」「摘尖」「採棉」「揀曬」「収取」「軋核」「彈花」「拘節」「紡綫」「挽經」「布漿」「上機」「職布」「練染」の十六の圖を奏摺とともに巡幸時に直接獻じた。^{*4}おりしも乾隆帝は正月十六日から皇太后とともに第四回目の南巡を行い、歸路北上の途上であった。方觀承が棉花圖を獻じた十一日には、德州南の史屯汎馬頭大營に駐蹕している。乾隆帝は奏摺に「冊留覽」の硃批を入れ、圖冊を手元にとどめている。^{*5}その後、乾隆帝は、各圖に七言絶句を題して下賜した。^{*6}七月、方觀承は各圖の説明文を書き、それぞれに自らの七言絶句を附し、現存の『御題棉花圖』が成立した。のちに嘉慶期に至り『授衣廣訓』として再刻される。^{*7}

なお、この棉花圖の内容については國內の研究においては、片岡芝子^{*8}や中村哲夫^{*9}による言及を除き、あくまでも管見の限りではあるが、正面から論じたものはない。1930年代に榎本中衛（京都帝國大學農學部作物學研究室）と吉川幸次郎によって翻譯された版^{*10}の「初版譯者のことば」（1937年）には「この翻譯は河北農村出身のある中國人友人の助力に負う所少くない。彼はその幼兒の記憶を喚び起して、播種から製布までの過程を詳細に語つて呉れたのであるが、その語る所はこの圖説に比して遙かに詳しく、且つ少

からぬ異動がある」と記し、その不十分さに言及するが、「改訂版の序」(1942年)には「この書物の記載は、在來の棉作として正確であり、また適切であるやうである。榎本の所見によれば、なかんづく第二圖灌溉の項に述べられた井戸灌溉の必要の如きは、ことに適切な注意といはねばならぬ。現在華北の棉作奨励機關は、その必要のために、數百元の巨費を投じてあるのであつて、この現状から推しても、それがいかに適切な注意であるかを推知できる。また、こゝに述べられた手紡の状況は、ひとり北支のみならず、現今、中支、安南、フィリッピンなどに行はれてゐるものも、これと大同小異であつて、近い過去に於ける東亞の手紡の状況を、よく傳えてゐるといはねばならぬ。また吉川が、陳濟川から聞いた手紡の状況も、恐らくは時代と地域の變化による多少の差異を示しつつも、結局においては、よくこの書物に記するところと、符合するやうである。」として、この圖の意義を比較的積極的に評價している。^{*11}

3「雪夜」五言律詩。方觀承の奏摺によれば、降雪の報告をしたのは、二月初一日、二月初九日、二月二十四日、である。^{*12} 具体的には二月初一日に、正月二十六日～二十七日において、京城一帯で三寸、保定で微雪、順義・密雲等の屬府では二～三寸の降雪があったこと、二月初九日にはその後雪雨がなかったこと、二月二十四日には、二十日未明に保定で三～四寸、その他の地方でも降雪降雨が見られた。方觀承はこの状況について、當初は春雪の過大が農業に弊害をもたらすことを懸念したが、調査の結果、「有益無損」、「村民無不歡慶、僉稱麥胎甚旺、市集麥價遂無增長」と報じている。毎年繰り返される春の天候に関する督撫と皇帝のやりとりは、本奏摺群への乾隆帝の硃批からみても、農業を基盤とする統治権力にとって、建前のうへでも、實質のうへでも重要な問題であつたのである。なお本詩は最終句「空隣月下看」から月が十分に見える二月二十日の作と推定しておく。

4「寄懷愛善川制軍」七言律詩。愛善川制軍は愛必達(Aibida?-1771)か。愛必達は鈕鈺祿氏(Niohuru hala)、滿洲鑲黃旗人。父親は(鈕祜祿)音德、長兄は(鈕祜祿)策楞(Ts'ereng)、次兄は(鈕祜祿)訥親(Necin)、五弟は(鈕祜祿)阿里袞(Arigin)、伯(叔?)母は康熙帝の孝昭仁皇后、娘は乾隆帝の順妃^{*13}、と錚々たる親族を有する貴族である。乾隆四年吏部員外郎から起家し、吏部郎中に昇任する。なお、乾隆六年から七年にかけ、方觀承も吏部員外郎ならびに郎中であつたから、この時に交流があつた可能性はある。乾隆九年に署理江蘇布政使から外官としてのキャリアを開始、十一年には山西巡撫となり、翌十二年二月、「義倉較常社二倉爲利用便民」として山西省

での義倉の擴大について上奏している。くしくもこの前月の正月十二日、方觀承は直隸布政使任期中に山東巡撫を署理していた時に義倉を勸輸することを提議している。また、方觀承が乾隆十三年に浙江巡撫となつた時、その前任者は愛必達であり、これもおそらくではあるが、引き継ぎにおいて面會しているかもしれない。その後、乾隆二十年には雲貴總督となり、二十六年には湖廣總督に轉ずるが、二十八年には盜案の重審に當り、「上下扶同一氣、有心朦混」により、伊犁に謫戍される。三十一年赦されておそらく京師に戻り、乾隆三十六年に死去した。愛必達は乾隆三十年には伊犁に在しているはずであるから、方觀承はおそらく人に託してこの詩を愛必達に贈つたと思われる。

5「壽尹制軍七十」七言律詩六首。尹制軍は尹繼善(Yengisan 1694-1771)。既に〈薇50〉(乾隆八年の方觀承の直隸布政使任時)、〈燕下12〉(乾隆十八年)に登場しており、交友があつたことは明らかである。尹繼善は章佳氏(Janggiya hala)、滿洲鑲黃旗人。雍正元年癸卯恩科の進士(二甲二十四名)、庶吉士となり、散館後編修に任ずる。その後、雍正六年に江蘇巡撫となつてからは、おおむね督撫を歴任する。なお、江蘇巡撫初任時の年齢は三十歳餘りであつた。乾隆二十九年には文華殿大學士となつたが、仍お兩江總督に留任した。乾隆三十年三月には入閣して辦事している。尹繼善の一度目の兩江總督任官は雍正九(1731)年七月～雍正十年九月、二度目は乾隆八年二月～乾隆十三年、三度目は乾隆十六年閏五月～乾隆十八年正月である。^{*14} 乾隆十八年正月からは陝甘總督、同年九月には江南河道總督となり、江南に戻る(江南河道總督は淮安に駐在する)。二首目五句目「節制每兼三省大」の割註に「川陝兩江皆連三省。公在雲貴時廣西並受節制」とあり、單に總督の任にあるのみならず、その廣範圍におよぶ統治能力を稱揚する。第三首三句目「詞館羣才歸大治」の割註に「公以翰林掌院學士、教習庶吉士」とあるが、尹繼善は確かに十月二十三日に教習庶吉士となっているが、翰林院掌院學士には任じていない(のち、乾隆三十四年に任)。誤解があつたのだろう。三首四句目「廬陵一辦得眞香」の割註に「公酷嗜歐陽永叔文」とあるが、歐陽永叔は歐陽脩のこと。現江西省の廬陵はその出身地。五句目六句目「登門士必龍頭選 調鼎人皆玉筍行」の割註に、「門下士、長洲彭大司馬韓城、王修撰俱廷對第一人、新蔡、武進劉公、亦執弟子之禮」とあるように複数の弟子がいた。「長洲彭大司馬」は彭啓豊^{*15}、當時は兵部尚書。「韓城王修撰」は王杰、乾隆二十六年辛巳恩科の狀元で當時は福建學政に任じていた。なお、「俱廷對第一人」とあるように彭啓豊も狀元(雍正五年丁未科)。新蔡は義不詳だが、或いは莊有恭(乾隆四年己未科狀元)のこ

とか。^{*16} 武進劉公は、劉綸のことであろう。彼も乾隆元年博學宏詞科の一名。「禮の聖職者」^{*17}でもある名だたる士人たちが尹繼善の門下にいたことになるが、それがその文名によるものか、満洲貴族としての政治力によるものかは後致に俟つ。第四首二句目の割註に「署齋讀書處顏曰望山」とあるが、望山は尹繼善の號である。第五首二句目「八龍還共五彪生」の割註に「有令子十三人」とあるが、尹繼善には十三人の男子があった。慶玉（官至湖北布政使）、慶桂（官至兵部尚書）、慶霖（官至福州將軍）、慶蘭（未仕）、慶保（官至江蘇布政使、福州將軍）などの名が知られる。第五首最終句割註には「辛未、慶典大臣爲九老者皆七旬以上貌之圖畫」とあるが、辛未は乾隆十六年。この年の慶典とは、皇太后六旬萬壽（十一月二十五日）であろう。第六首五句目「榮光已奏東瀛績」の割註に「時大治荆山湖水道」あるが、これはおそらく乾隆十九年以降の兩江總督在任時の江蘇省徐州にある荆山橋附近の黄河治水の業績を示すものであろう。前稿でも言及したように、尹繼善の事蹟、乾隆政治史上の役割については稿を改めて検討をする必要がある。なお、尹繼善は方觀承とともに乾隆帝の回想の中の「五督臣」^{*18}のうちの一人である。

6「東托中丞」七言律詩二首。托中丞は托庸 (Toyong ? -1773)。満洲鑲黃旗人、字は師健、號は瞻園。筆帖式から起家し、乾隆二十六年三月から三十年十一月まで安徽巡撫、十一月より兵部尚書。第一首の冒頭句「皖江如帶節樓旁」、中丞という詩題から、安徽巡撫としての彼に送ったもの。托庸には『瞻園詩鈔』という詩集がある^{*19}が、所在は現時点で確認できない。

7「壽來相國八十」七言絶句二首。來相國は來保 (Laibo [1681]-1764)。もともと内務府に隸していたが、乾隆五年より満洲正白旗人。吏部尚書等を経て乾隆十二年より乾隆二十九年の死まで武英殿大學士（乾隆十二～十三年）・文華殿大學士（十三年～二十九年、兼軍機大臣）。乾隆四十四年の乾隆帝の懷舊詩の「五閣臣」のうちの一人である。乾隆二十九年に既に死去している來保^{*20}への詩がここに並ぶことについては不明であるが、編者の誤解があったのかもしれない。

ここまでの四首、愛必達、尹繼善、托庸、來保と當時の満洲人貴顕との交流がわかる。尹繼善については既出だが、愛必達、托庸、來保については初出。

8「過文安淀隄有懷錢東麓少農」七言律詩。詩題の割註に、「歲辛巳久雨爲患。東麓時兼京尹、勘水至文邑、見蜻蜓、飛繞長堤不可數計、其處堤夜潰、禾隴悉沒、奏蒙發帑數萬、修堤排水村民始克復業」とある。錢東麓は錢汝誠。〈燕二上 51〉で既出の、辛巳すなわち乾隆二十六年八月からの多雨によって、大きな被害を生ずる洪水が直隸省各河川系で起こった。^{*21} その時錢

汝誠は刑部左侍郎兼管順天府尹大臣として、方觀承と畿輔治水を共同辦理したが、その際のことを方觀承が想起して詠んだのがこの詩である。〈燕二上 51〉の最終句の割註に「東麓爲言每見隄、輒先有青蛉叢繞其處、不可計數」とあったが、本詩題の割註の叙述に連続する。文安縣は、海河水系にあり、大清河・子牙河およびその支流六十六河の集中する下流低地にあった。^{*22} 9「爲族子稻孫題曾王父所遺梁硯」五言律詩。王澍の子、王稻孫であろうか。王澍 (1668-1739) は江蘇省金壇縣の人。字は若林、若霖。康熙五十一年壬辰科、二甲三十二名進士。庶吉士となり、散館後編修。戸科給事中となるも、雍正初年、給事中が都察院の管轄下に入ることに抗議、雍正帝に從容とし奏對し、吏部員外郎に改められるに止まる。書家として名を残しており、楷・草・隸・篆書の四體について皆な工であり、歐陽詢・褚遂良を宗とし、文徵明の影響も受けている。古碑刻の考訂にも優れ、著書に『大學困學錄』、『古今法帖考』がある。以上の事實より、稻孫が硯を遺されていることには蓋然性がある。稻孫の履歴は不明。

10「喜姚次功太守擢運河道兼到手書却寄」七言律詩。姚次功は姚立德 (1718-1783)、浙江省仁和縣の人、乾隆元年廕生から起家する。乾隆三十年に、詩題にあるごとく運河道に任ぜられており、最終句に割註に、「次功由大名府、調泰安府、復調首郡」とあるが、乾隆二十七～二十八年に直隸省大名府知府、二十八年～二十九年泰安府知府、二十九年～三十年に濟南府知府をつとめていることを指す。

11「春行喜雨之作」五言律詩二首。詩題の割註に、「時聞南中多雨」とある。この年の三月十八日に詠まれた乾隆帝の「復聞京師得雨」の最終句割註に、「江南春雨稍多、昨浙江撫臣奏至亦稱、三月初一日以後、節次得雨恐太過、或於菜麥蠶桑有碍、因傳旨詢問浙撫熊學鵬、蘇藩蘇爾德、令將邇日晴雨情形、及春收分數、若何即行馳奏以慰廑念」^{*23}とあり、この年の春、江南では多雨の傾向にあることが読みとれる。

12「歸來口述」七言律詩。初句「人道丈夫憐少子」は、宋の劉克莊の「余哭蟾子潮土鍾大鳴有詩相寬次韻 其二」の第三句「自昔丈夫憐少子」を承けたものか。

13「題吳水雲照」七言絶句二首。吳水雲の畫に題したものであろうが、吳水雲は不詳。

14「淀舟即事十二首」七言絶句十二首。海河流域の治水において遊水池の機能を有している東西淀の視察中に詠まれたものである。第一首末の割註に「次趙北口、取盆菊置舟中」とある。趙北口は〈薇 77〉〈燕上 15〉等前稿までにもしばしば登場する地名。直隸省河間府任丘縣北部の郷鎮で行宮があり、水澤の中の島にあり、橋で結ばれている。總督が乗る船の形態は不詳であるが、菊を飾り鑒賞することが十分に可能なものであつ

たのであろう。第二首二句目の割註に「張青口堤爲兩淀隘處」とあり、最終句割註に「苑家橋界東西淀水陸通衢」とある。張青口は順天府保定縣にあり、苑家橋は保定府清苑縣にある。第三首最終句割註に「文安淀水偪隄引注石溝遂除隄患」第四首最終句割註に「長村前河後淀列肆如蘇州之山塘」とあるが、蘇州の山塘街のように水路に沿って商店などが並んでいるということであろう。第六首最終句割註に「蘇明久遙領文安主簿」とあるが、宋代に主簿であった蘇軾の父である蘇洵のことを指す。第七首最終句割註に「俗記黃帝爲藥王扁鵲、鄭人並有其稱。今瀛鄭間多奉之榜曰藥王宮」とあるが、扁鵲は春秋戰國期の傳説的な醫療従事者。第十首最終句割註に「長隄左莊以下夏月芰荷彌望」とあるが、芰荷とは菱あるいはハスの葉のことを指す。第十一首最終句割註に「東淀揚芬港爲駐蹕之地」とあるが、揚芬港は順天府霸州にあり、行宮がある。第十二首最終句割註に「鳳河源發南苑一百八十里導永定河下口澄清之水入於大清河歸海」とある。鳳河は、「源發南苑」とあるように、京師南方の南苑に源を發し、北運河と永定河の間を東南に流れ、三角淀に入る。二句目「金堤費已奢」の割註に「時方築東堤」とあるように、武清縣附近から下流の東岸に堤防が作られたのが乾隆二十一年である。^{*24}〈燕下 82〉六句目の割註に「永定河沙停水下頼鳳河轉輸入淀」とあるように、永定河の下口は淀に入るが土砂が堆積して流れが滞滯すると、同じく淀に流入する鳳河に流路を變えることとなる。

15「壽錢香樹司寇八十卽次其贈沈歸愚宗伯九十詩仙謠元韻」五言詩。錢香樹司寇は、既に〈燕二上 54, 55〉に登場した錢陳群 (1686-1774)、浙江嘉興の人。康熙五十三年舉人、康熙六十年二甲十五名進士、散館後編修となり、累官して乾隆七年刑部侍郎に至る。詩文に工で乾隆帝の欣賞を得る^{*25}。諡は文端。詩集として『香樹齋詩文集』がある。〈燕二上 51〉の錢汝誠の父である。彼も「禮の聖職者」のコースを歩んだ官僚である。沈歸愚宗伯は沈德潛 (1673-1769)、江蘇省長洲の人。乾隆四年己未科二甲八名進士。時に六十七歳。庶吉士となり、散館後は編修。開坊を経て詹事・内閣學士に至る(禮の聖職者コースである)。「格調説」を唱えた彼は、言わずと知れた當時の詩壇の代表者であるが、方觀承の詩集では初出。〈燕下 93〉に登場した王士禛は「神韻説」を唱えている。また、方觀承の神道碑を撰した袁枚は、沈德潛と同年に二十四歳で進士となり庶吉士となったが散館後に地方に出され、聖職者の道を歩むことはなかったが、特に乾隆十七年の退官後は詩壇では「精靈説」を主張し影響力を有した。このように方觀承は三者との関わりがあるが、彼の詩自體の傾向の分析が未だ十分ではない。前稿 (2015) において言

及したように、方世舉の『蘭叢詩話』等を題材にして今後検討していく。

16「勘海河回天津道中喜雨」七言律詩。最終句の割註に、「時方雩祀」とあり、降雨を禱る祭祀(『禮記』月令篇、鄭玄注「雩、吁嗟求雨之祭也」)が行われていたことを示す。孟夏つまり四月に行われ、この年も己酉の日に園丘において行われたが、南巡の際であるため、裕親王廣祿が代理で行禮した。^{*26}この四月末、永定河治水の爲に二十五日から二十六日に東安縣に行次していた方觀承は、未明から正午にかけての雷雨により「乾燥之氣」が除かれたことを奏摺により報告し、この年の豊収を予測する。なお、同奏摺報告直後に「永定兩岸以及下口、一水一麥之地」の語が見える。^{*27}

17「雍正丙午金陵爲師歐弟題松下長竿圖茲弟來保陽復取前意爲圖索題溯次前韻時乾隆乙酉十月」七言詩。雍正丙午は雍正四 (1726) 年。その時の方觀承の詩を集めたのは『宜田彙稿』であるが、該當する詩を見出すことはできない。

2. 乾隆三十一 (1766) 年 (直隸總督)

18「定州衆春園觀雪浪石石失百年矣今得臨城土中乃復勝蹟之舊走筆示州牧沈廷臯誌之」七言律詩。定州衆春園は、宋の韓琦 (1008-75) が建てたとされる。道光『定州志』卷五、地理、古蹟、「雪浪石」に「本朝康熙年間、知州韓逢麻、更新祠堂、移雪浪盆石置園内、自康熙壬午、嘉慶辛未、恭逢列聖巡幸、皆駐蹕於此」とあるように、康熙から嘉慶に至るまで、巡幸の駐蹕地として使用されていた。雪浪石は定州附近で産する黒地に縞状に白線が入った石である。蘇軾の詩に「雪浪石」と題する作があり、乾隆帝の次韻の作および主題とした作もある。^{*28}同じく道光『定州志』卷五、地理、古蹟、「後雪浪石」に「乾隆丙戌趙州牧李文耀、得石於臨城、嵌空玲瓏、高丈許、上有雪浪二篆文、詳請直隸總督方以聞、高宗純皇帝御製記文、遣官移運定州衆春園、置於雪浪齋前。御題曰、後雪浪石。知州寶琳牧趙州時、聞趙州本有唐空明石、輦入定之衆春園。今觀其石並無黒質白脈及水紋之狀、然既蒙宸鑒又沐璇題、亦此石遭際之極盛也」とあり、丙戌つまりこの年乾隆三十一年に、趙州知州の李文耀^{*29}が臨城縣で得た石に「雪浪」の篆書の文字があり、方觀承に皇帝への以聞を奏請し、乾隆帝は文を記し^{*30}、定州の衆春園に運ばせて、雪浪齋前に置かせた、とするもの。州牧沈廷臯は江南元和人で乾隆三十年から三十六年まで知州に任ずる。道光『定州志』等によれば沈鳴臯とする。^{*31}

19「自題四清圖照」七言律詩。詩序に、「雪後座荔青軒、出錢叔寶四清圖觀之。時蘭陵張古漁、無錫華吉厓、在

座二生墨繪丹青擅能，一時謂當於卷尾圖余小像，使瘦筇與踈枝相臨映。不獨先生能爲梅花寫眞，寧非韻事乎。旣成諦視之空花耶，幻相耶，然花之前有我，我之前有花，吾雖老猶將踐吾，約以證吾詩」とある。荔青軒は〈燕下 19〉〈燕二上 58, 70〉にも登場する保定府の學政署の建置。錢叔寶（1509-1578）は、明代の畫家錢穀（蘇州府長洲縣の人）のこと。張古漁は張洽（1718-?）か。『揚州畫舫錄』卷十五に「張洽，字月川，浙江人。工山水。有大癡神理，晚年買山棲霞。畫家多從之遊。右梁延之于家，結爲畫友。由是右梁山水氣韻大進」とある。華吉厓は華冠。『履園叢話』卷十一，畫學，畫中人，に「華冠號吉厓，無錫人，傳眞妙手，山水樹石亦工。嘗爲質府賓客，官四川司馬。仁宗在潛邸識其人，召寫御容，賞齋甚厚」とある。「瘦筇」は手杖のこと。20「自種種松圖照二十韻」七言詩。初句「白首歸來種萬松」の割注に「用坡翁句」とあるのは、蘇軾の七言律詩「寄題刁景純藏春塢」の初句からのもの。白頭にして歸り來たり，初めて之を種える，つまり長寿の意をあらわす。^{*32}十四句目の割注に「余與伯兄約耐先壟」とあり，方觀承が祖先の墓地への合葬を希望していたことを表す。なお，方觀承の墓は江寧府句容縣にある。^{*33}最終句割注に「種松有臘月拔正月種之諺。雨水即非時矣」とあり，種松に當っては，十二月に拔し，正月に種える。雨水の時期では間に合わない^{*34}，ということであろうが，諺として他處にて参照できない。

おわりに

清朝乾隆初期は，經濟的好況，乾隆帝の柔軟な政策，諸官僚の有能さが，庶の官に對する信頼へとつながり，従來の傳統的手法より一步進んだ社會政策・經濟政策が構想され施行された。「經濟之才」^{*35}を有した方觀承も，その状況下，地方官の官歴の當初より，災害對應，義倉の設置，留養局の設置，以工代賑を意識した治水事業，など様々な社會事業を實現していった。本稿で扱った『棉花圖』は晩年におけるその集大成であった。しかし，乾隆三十年を境に，乾隆政治は變化を見せはじめる。同時代においてははっきりとはとらえられなかったであろうが，乾隆三十三年の割辯案はその預兆であったのかもしれない。その後，臨清の王倫の叛亂，四庫全書の編纂，文字の獄の頻発，和坤の專横など，乾隆三十年代末から，乾隆後半期を象徴する様々な事象が現れてくる。實は死を間近にした方觀承（乾隆三十三年没）も自らが創設した畿輔義倉や留養局が次第に機能不全に陥っている様を感じていたかもしれない。

本稿においても，最後にやはり附言するならば，本稿でもやはり状況を追うことに汲汲として，詩語に託

された心境を読み取るレベルには未だ至っていない。「政治性が無い」と思われる詩においても，實は何かの意圖が隠されているのかもしれない。そのことも含め，亦たすべて今後の課題とするしかない。

註

- *1 拙稿「方觀承撰『薇香集』について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成—」『熊本大學教育學部紀要』第 57 號，2008。拙稿「方觀承撰『燕香集』上について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成（その 2）—」『熊本大學教育學部紀要』第 58 號，2009。拙稿「方觀承撰『燕香集』下について（上）」『熊本大學教育學部紀要』第 60 號，2011。拙稿「方觀承撰『燕香集』下について（中）」『熊本大學教育學部紀要』第 63 號，2014。拙稿「方觀承撰『燕香集』下について（下）」『熊本大學教育學部紀要』第 64 號，2015。拙稿「方觀承撰『燕香二集』上について（上）」『熊本大學教育學部紀要』第 65 號，2016。拙稿「方觀承撰『燕香二集』上について（下）」『熊本大學教育學部紀要』第 66 號，2017。
- *2 王標「正統性はいかに造られたか—蘇州における袁枚の社會的威信の伸展—」『都市文化研究』5，2005。なお，ここで引かれているこれまでの研究とは，重田徳『清代社會經濟史研究』岩波書店，1975，および稻田清一「清代江南の世相と士風」（小野和子編『明末清初の社會と文化』京都大學人文科學研究所，1996）である。
- *3 吳十洲『乾隆一日』南開大學出版社，1999，はこの詩の七日後の乾隆三十年正月八日の乾隆帝の一日を描く。
- *4 『方格敏公奏議』卷八，乾隆三十年四月十一日奏摺，および，同，乾隆三十年七月十六日奏摺。
- *5 あくまでも推測に過ぎないが，『宮中檔乾隆朝奏摺』に前後の月の奏摺は存在するが，棉花圖に關わる部分がないのは，硃批「冊留覽」のためか，あるいはのちに別人により抜き取られたためであろう。乾隆十八年の義倉圖も残っておらず，また治水等に關わる河道圖も見られないのは同様の理由であろうか。
- *6 『御製詩三集』卷五十一，「方觀承進棉花圖十六事各題其上」。なお，乾隆帝のそれぞれの詩に用いられた印章については「布種」には「寫心」「盱食宵衣」，「灌溉」には「與民用勤」「即事多所欣」，「耘畦」には「墨雲」「筆端造化」，「摘尖」には「如如水鏡」，「筆花春雨」，「採棉」には「一甌香乳聽調琴」，「揀曬」には「取益在廣求」「妙言寫清快」，「収販」には「體上心」「萬有同春」，「軋核」には「乾」「隆」，「彈花」には「煙雲舒卷」「天地爲師」，「拘節」には「見天心」，「吟詠春風裏」，「紡綫」には「几席有餘香」「落紙雲烟」，「挽經」には「研露」「天根月窟」，「布漿」には「用筆在心」「得象外意」，「上機」には「德日新」「漱芳潤」，「職布」には「游六藝圃」，「練梁」には「惟精惟一」「乾隆宸翰」である。なお方觀承は題後，跋後に「臣」「觀承」の印章を用いている。なお，各地に現存する拓本の大きさは，タテ 22.5cm，ヨコ 25.5cm である。（東

京大學東洋文化研究所所蔵を測定)。

- *7 『仁宗實録』卷二百一、嘉慶十三年九月丁亥、に「迨乾隆年間。直隸總督方觀承、恭繪棉花圖。撰說進呈。皇考高宗純皇帝嘉覽之餘。按其圖說十六事。親製詩章。體物抒情。功用悉備。朕紹衣先烈。軫念民依。近於幾暇。敬依皇考聖製元韻。作詩十六首。誠以衣被之原。講求宜切。生民日用所繫。實與稼穡蠶桑。並崇本業。著交文穎館敬謹輯爲一書。命名授衣廣訓。首載聖祖仁皇帝聖製賦。次載皇考高宗純皇帝聖製詩。再將朕御製和韻詩載入。其方觀承所進圖幅。並發交如意館做照鈎摹。同原冊所進圖說等件。一併存載。俟書成呈覽。刊刻頒行。以垂永久」とある。
- *8 片岡芝子「明末清初の華北における農家經營」『社會經濟史學』25 (2-3), 1959, p99に、第十五圖織布の「今如保定・正定・冀・趙・深・定諸郡邑、所出布多精好、何止中品」の部分、跋の「冀・趙・深・定諸州屬、農之藝棉者什八九、產既富於東南、而其織絨之精亦遂與松・婁匹」の部分を用いる。
- *9 中村哲夫『近代中國社會史研究序説』法律文化社、1984、第七章「清末華北の農村市場」p.126に、第七圖「收販」を引用している。
- *10 『(改譯) 棉花圖』榎本中衛・吉川幸次郎譯、筑摩書房、1942。
- *11 この序文に、方觀承のことについて、「ことに在任久しきにわたった直隸の地では、今もなほ遺愛が民間に存してゐるらしく、譯者吉川は、昭和の始め北京に留學中、故老が娓娓としてこの人の逸事を語るのを聞いたことがある」と述べられている。
- *12 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二十三輯、786頁、乾隆三十年二月初一日、同第二十三輯、827頁、乾隆三十年二月初九日、同第二十四輯、66頁、乾隆三十年二月二十四日、直隸總督方觀承奏摺。二月初一日の奏摺には、「知道了。於二月初五、山東遇雨、不知遍及否」、二月初九日の奏摺には乾隆帝の「邇日此間時雨霽霏、北望農雲密佈、不知可曾被澤否」との硃批がある。
- *13 乾隆十四年に生まれ、乾隆三十一年の選秀により入宮、常貴人に封ぜらる。乾隆三十三年には順嬪に晉み、乾隆四十一年には順妃に昇任した。しかし、乾隆五十三年正月初九日に順妃から順嬪に降格、同月順嬪から順貴人と再度降格された。降格の理由は不明、同年八月には死去している。享年四十一。
- *14 尹繼善はその後乾隆十九年八月に四度目の兩江總督となり、乾隆二十九年に文華殿大學士に遷るまで、十二年間という長期にわたり兩江總督職(乾隆二十九年から三十年まで兩江總督留任のまま文華殿大學士に昇任)を務めることとなる。
- *15 〈燕下12〉第二首末尾の割註「公癸卯入詞館、即典文衡、今少宰芝庭彭公丁未禮閣首拔士也」は、尹繼善が癸卯(雍正元年)に庶吉士となり、雍正五年の丁未科において會試同考官として科挙に関わったことを示す。その首席が少宰芝庭彭公、すなわち乾隆十八年當時の兵部左侍郎彭啓豐(1701-84)であった。彭は江南長洲の人で丁未科の殿試においても狀元。
- *16 『尹文端公詩集』卷第八、及び卷第九に「滋圃新參」の語が四箇所ある。滋圃は莊有恭の號。
- *17 「禮の聖職者」とは註1前掲の前稿(2017)において筆者が策定した用語であり、翰林院庶吉士から散館後、開坊を経て、イデオロギー官庁である詹事府と翰林院の官職を歴任(錢のように翰林院および詹事府のみのケースもあり、また國子監司業や祭酒を経るコースも含む)して、詩文作成能力のみが評價の対象となり、ほぼ現實の行政に関わること無く内閣學士に至る昇進コース(その後は六部堂官か督撫へ陞任していき名目的には大學士が最終的な到達點)をとる翰林官のことを指す。
- *18 『御製詩四集』卷五十九、古今體三十七首、己亥五、五督臣五首。
- *19 徐世昌『晚清詩話』卷八十五。
- *20 『高宗實録』卷、五百九十九、乾隆二十四年十月癸卯に、「大學士來保…年近八十行走不懈」という記述がある。
- *21 拙著『清代經濟政策史の研究』汲古書院、2011、第七章、p.323、参照。
- *22 森田明『清代の水利と地域社會』中國書店、2002、第五章「清代直隸の清河治水と千里長隄一文安隄工における旗人問題を中心に」参照。
- *23 『御製詩三集』卷五十、古今體九十八首、乙酉八、復聞京師得雨。
- *24 乾隆『永定河志』卷一、圖、屢次遷移圖、六次下口改河圖、の圖内に「東隄自麗家莊起、至陳辛莊長七里、乾隆二十一年築」とある。
- *25 吉川幸次郎「清雍乾詩說 沈德潛第四」(『吉川幸次郎遺稿集』第三卷、筑摩書房)に、「散館し、日晡にして、高宗蒞み視て、其の年の追いたるを見、詢いて江南の老名士爲るを知り、編修を授け、敕して『消夏詩』十章を和せしめ、旨に稱う。是れより寵遇異常なり」とある。吉川の沈德潛についてのこの論、狩野直喜『清朝の制度と文學』(みすず書房、1984)所収の「清朝文學 第二編 乾隆・嘉慶時代 第一節 沈德潛」などは、沈德潛の詩について非常に詳細である。
- *26 『高宗實録』卷七百三十四、乾隆三十年四月己酉(四日)、起居注には記載が無い。
- *27 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二十四輯、690頁、乾隆三十年四月二十七日、直隸總督方觀承奏摺。なお、本輯には四月初一日以降、二十七日までの方觀承奏摺は無い。
- *28 『御製詩初集』卷三十六、古今體七十一首、丙寅八、「雪浪石用蘇東坡韻」、「疊前韻」、「命張若靄圖雪浪石再疊前韻」。丙寅は乾隆十一年、『御製詩二集』卷二十、古今體一百八首、庚午七、「詠蘇軾雪浪石」、「雪浪石疊蘇軾韻」、同卷二十一、古今體一百十首、庚午八、「再題雪浪石」。庚午は乾隆十五年、『御製詩三集』卷十二、古今體一百十五首、辛巳四、「雪浪石仍疊蘇軾韻」、「題雪浪齋」、同卷五十六、古今體一百十五首、丙戌四、「命張若澄圖雪浪石至詩以誌事」。辛巳は乾隆二十六年、丙戌は乾隆三十一年。この乾隆三十一年に張若澄に描かせた圖が、「後雪浪石」である。臺北の故宮博物院に現存する。『御製詩四集』卷七十九、古今體九十二首、

辛丑三、「題雪浪齋」，「雪浪石七疊蘇東坡詩韻」。辛丑は乾隆四十六年。『御製詩五集』卷二十二，古今體一百二十五首，丙午四，「題雪浪齋」，「雪浪石七疊蘇東坡詩韻」，同卷七十二，古今體八十首，壬子四，「題衆春園雪浪齋」，「雪浪石八疊蘇東坡詩韻」。丙午は乾隆五十一年，壬子は乾隆五十七年。

- *29 中國第一歷史檔案館編『清代官員履歷檔案全編』3, p.18によれば，福建省汀州府清流縣人，拔貢出身。いくつかの知縣任官を経て，乾隆二十七年十月に易州知州となり，乾隆三十年閏二月，趙州直隸州知州となる。その後，乾隆三十四年正月に正定府知府となるまで，趙州知州に任じた。『宮中檔乾隆朝奏摺』第二十四輯14頁，乾隆三十年二月十八日，直隸總督方觀承奏摺には，「竊照，易州知州李文耀，由棗強縣陞授今職，於乾隆二十八年十一月內到任，該員在任辦理諸務，頗能勉力」とあり，方觀承が李文耀の能力を高く評価し，趙州知州と互調することを提案し，裁可されている。一方，光緒『趙州志』卷四，官師表，においては雍正二年から乾隆五十七年までの直隸州知州の名が記されていない。光緒『畿輔通志』卷三十，職官六，も同様であり，『畿輔通志』が屬する府州縣の地方志をもとに編纂されていたことが期せずして判る。
- *30 『御製文二集』卷十，雪浪石記に「丙戌春，直隸督臣方觀承，獲蘇東坡雪浪石，並其故以聞，請移置苑囿。予曰否否東坡之石，宜置之東坡之雪浪齋，而此何有焉。然向過定州齋與石非不屢形之歌貌之圖，而今又出所謂雪浪者，眞僞果孰是哉，則稱今所出者，乃所謂眞稽其故。蓋自康熙初年，有臨城令宋廣業者，自定州移此石於彼建亭，鑿池詩酒，其間而有中山一片石之句。其後亭圯石仆鞠爲茂草衙之人，或以爲馬厰阜棧，而繫馬於此石馬輒咆哮嚙躑，不敢遺溲齧草，否則踐踏病以斃人異之。今牧趙州李文耀者聞其事，乃親詣臨城，掘土剔苔沃之以水，而石之上宛露雪浪二篆題。因以告之方伯是可信矣。夫何信在是其不可信，卽在是何言之。東坡之石，宜以東坡之詩爲準。東坡之詩，一則曰，『塌來城下作飛石，一礮驚落天驕魂』，一則曰，『異哉礮石雪浪翻』，以詩質之，則

向置定州者，欽屯磊磊有礮石之用焉，若今之片石高且盈丈，其不可爲礮石而非眞益明矣。既考『墨莊漫錄』稱，東坡帥中山得黑石白脈，如蜀孫位孫知微所畫石間奔流云云。則茲得之臨城者，又實似之，而向之定州所置者，實不似焉。夫東坡去今六百餘年，風流太守一時遣興摘詞，卽瓦礫可爲珠玉，而必爭是非眞僞，於此時是不大可笑哉，且也可移之中山，而去卽可移之臨城而來，又安知他日之不可復移之中山而去哉。然則向之形之歌貌之圖者，爲均誤耶曰不誤也。形之歌貌之圖者，自在東坡之雪浪石，而不在礮石片石之間也。是不可起東坡並向承，予命圖中山雪浪石之張若靄，而一問之矣」とあり，二つの雪浪石の存在について辨考し，この時に發見されたものを「後雪浪石」と題した。なお中國の鑒賞石については，壽嘉華主編『中國石譜』中華書局，2016，を参照。

- *31 中國第一歷史檔案館編『清代官員履歷檔案全編』も沈鳴臯とするので，これが正しいであろう。なお，彼の引見時の評語については「似明白再看」（乾隆三十五年），「此人亦明白」（乾隆三十六年）など，高評價を見ることが出来る。なお，道光『定州志』卷二十二，藝文，本朝文，には彼が撰した「重修文廟記」が掲載されている。
- *32 土屋弘編『蘇東坡詩選 新譯詳註』有朋堂，1911，参照。
- *33 光緒『續纂句容縣志』卷二下，古蹟に「太子太保直隸總督方觀承墓在治葆山桐城人」とある。また，「太子少保閩浙總督方維甸墓在治北山觀承子」とあり，子の方維甸の墓もある。
- *34 留養局の運用については方觀承撰『養局案記』（乾隆二十四年序刊。東京大學総合圖書館藏）参照。近稿にて検討する予定である。
- *35 『述本堂詩續集』姚鼐撰の序。嘉慶己巳（十四年）九月。

（附記）本論は平成28年～31年度科學研究費補助研究，基盤研究（C）「清代乾隆時代史の再構成—「清朝政治の長い18世紀」構想を射程として—」の研究成果の一部である。